

令和6年12月3日

報道機関 各位

中芸広域連合長 常石 博高

個人情報を含む公文書の紛失について

高知県立療育福祉センターから中芸広域連合保健福祉課に郵送された個人情報を含む書類を紛失したことが判明しましたので、報告します。

紛失した書類は、障害者総合支援法に基づくサービス支給認定のため、県立療育福祉センターが作成した2名分の判定書（「更生医療判定書」1名分、「補装具判定書」1名分 計2枚）です。

当該判定書は、令和6年10月9日に県立療育福祉センターから中芸広域連合保健福祉課宛てに特定記録郵便で発送され、日本郵便には配達先の郵便受箱に投函した記録があるものの、中芸広域連合保健福祉課において当該郵便物の受領が現在まで確認できず、紛失に至ったものです。

このたびの事案が発生しましたことにつきまして、当事者や関係の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、住民の皆さまの信頼を損ねることになったことに対しまして、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止とより一層の文書管理を徹底してまいります。

1 経過

令和6年10月9日 県立療育福祉センターから広域連合保健福祉課へ、2名分の判定書（2枚）を特定記録郵便で発送

令和6年10月10日 日本郵便に、当該郵便物が「10月10日9:24」に投函された記録あり

令和6年11月1日 保健福祉課担当者が、判定書が届いていないため療育福祉センターへ問い合わせを行ったところ、10月9日に発送済であることを確認。事務所内や同一敷地内の田野町役場住民福祉課を搜索するとともに、当事者の住所地町村に誤送されていないか確認したが、当該郵便物を発見できなかった。

※郵便局に配達状況を再度確認するとともに事務所内外を搜索したが、現在まで当該郵便物を発見できていない。

2 紛失した書類に含まれる情報

氏名、生年月日、年齢、居住地、障害名、総合判定、医学的所見／医学的判定、補装具（概算額、交付条件等）

※個人情報流失の可能性について

中芸広域連合の郵便箱は施錠しており、郵便箱から外部に持ち出すことはできません。また、担当者に判定書が届き次第、支給手続きを行うので、担当者が別の場所で保管することや事務所外へ持ち出すことはないため、個人情報流出の可能性は低いものと考えています。

3 原因

(1) 文書の受領確認について

- ・中芸広域連合保健福祉課及び介護サービス課の2課が共有する郵便箱は施錠されており、投函された郵便物は職員が開錠して取り出し、保健福祉課と介護サービス課に分配。
- ・保健福祉課に配布された郵便物は、保健福祉課職員が全ての郵便物に收受印を押印のうえ、各担当者に配布しているが、当該判定書の担当者は受領していないとのこと。
- ・中芸広域連合文書事務規程では、文書の受領を確認する「文書整理簿」の記載は、簡易文書の場合は省略できるため、文書整理簿に記載するか否かの判断は、各担当者が文書の内容を確認したうえでやっている。
- ・当該郵便物は、文書整理簿に記載がなく当該判定書を受領したことの確認ができていない。

(2) 受領を確認できていない要因

- ・文書整理簿の記載は各担当者が判断するため、郵便箱を開錠し、投函された郵便物を2課に分配し、各課で担当者へ配布している作業の中で、紛失した可能性は否定できない。
- ・書類が到達したか否かを確認するためには、郵便箱を開錠し、文書を收受した時点で文書整理簿に記録していれば、当該判定書の受領の有無が確認できたものとする。

4 今後の対応及び再発防止策

- ・当事者2名とご家族に対しまして、経過の説明及び謝罪を行いました。
- ・文書の受領確認につきましては、郵便箱を開錠し、到達した文書を收受した時点で、中芸広域連合文書事務規程に基づき、文書整理簿に記録を行います。
- ・また、公文書の管理につきましては、広域連合全職員に対して、保管場所の整理や公文書の取扱い等を確認・徹底し、適正な文書管理を進めてまいります。

5 中芸広域連合長 常石 博高 コメント

このたびの公文書の紛失事案が発生しましたことにつきまして、当事者や関係の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、住民の皆さまの信頼を損ねることになったことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態が生じないよう、文書の収受体制を見直し、再発防止策を実施するとともに、個人情報を含む公文書のより一層の文書管理を徹底してまいります。

【問い合わせ先】

中芸広域連合 保健福祉課 藤田

電話 0887-38-8301

〒781-6410 安芸郡田野町 1456-41